# 外貨定期預金規定

## 第1条(預入れ)

- 1. この預金への預入れの最低金額および単位は、各通貨ごとに当社が別途定めるものとします。
- 2. この預金の取引は、お客さまが本規定を承諾のうえ当社が認めた場合に行えるものとします。
- 3. この預金への預入れは、お客さま名義の同一通貨の外貨普通預金からの振替により取扱います。この預金には、現金、銀行小切手、トラベラーズチェックまたは被仕向電信送金による預入れはできません。
- 4. 未成年のお客さまはこの預金の取引を行うことはできません。
- 5. 各国政策、金融情勢、その他諸般の状況の急激な変化等により、預入れいただけない場合があります。

## 第2条(払戻し、自動継続)

1. 満期取扱方法の選択

満期取扱方法として、預入時に、元利継続、元金継続または満期解約のいずれかを選択いただきます。(満期日を指定する預入れの場合および当社が別途定める場合、満期取扱方法は満期解約となります。)

満期取扱方法は、当社が認めた場合にかぎり変更することができます。変更する場合は、満期日 (継続をしたときは継続後の預金の満期日。以下同じ。)の前日までに当社所定の方法により手続きをしてください。

- 2. 元利継続または元金継続
- (1) 満期日に前回と同一の期間かつ同一通貨の外貨定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。なお、お客さまは、満期日の前日までに当社所定の方法により手続きすることにより、継続後の預金の預入期間について、当社所定の範囲内で前回と異なる期間に変更することができます。
- (2) 元利継続を選択した場合の継続後の元金は、継続前の元金に利息を加えた金額とします。元金継続を選択した場合の継続後の元金は、継続前の元金と同じ金額とし、利息はこの預金と同一の口座名かつ同一通貨の外貨普通預金(以下「入金口座」といいます。) に入金します。
- (3) 継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (4) 継続を停止するときは、満期日の前日までに、満期取扱方法を満期解約に変更してください。この場合、この預金は、次項にしたがい、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。
- 3. 満期解約

満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は入金口座に入金します。

#### 第3条(利息)

- 1. この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下同じ。)から満期日の前日までの日数および適用する利率(継続後の預金について第2条第2項3号の利率。以下「約定利率」といいます。)によって単利の方法により計算し、満期日に支払います。
- 2. この預金の利息に適用する利率は、各通貨ごとに別途定める預入期間および預入金額の区分に応じて異なることがあります。各区分における利率は、当社 WEB サイト上に表示します。 約定利率は、預入日において、当社 WEB サイト上の該当区分に表示された利率とします。
- 3. 満期日に何らかの理由により解約ができなかった場合、満期日に第 1 項により計算された利息を元金に組入れます。満期日の翌日以降に解約する場合、満期日以後の利息の計算方

法は、満期日から解約日の前日までの期間について、外貨普通預金規定 第 5 条(利息)に 準じた取扱いとし、解約日に支払います。

#### <2019年12月2日以降に預入れされた外貨定期預金>

4. 第4条(満期日前の解約)にしたがい、この預金の全部を満期日前に解約する場合の利息は、 預入日から解約日の前日までの日数について、約定利率に10%を掛け合わせた利率(小数 点第6位以下は切捨てます。)または解約日における同一通貨の当社所定の普通預金利率 のいずれか低い方によって単利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

## <2019年12月1日までに預入れされた外貨定期預金>

- 4. 第4条(満期日前の解約)にしたがい、この預金の全部を満期日前に解約する場合の利息は、 預入日から解約日の前日までの日数について、約定利率に10%を掛け合わせた利率(小数 点第6位以下は切捨てます。)によって単利の方法により計算し、この預金とともに支払いま す。
- 5. この預金の付利単位は1補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、補助通貨未満は切捨てます。

#### 第4条(満期日前の解約)

この預金は、お客さまより当社所定の方法により満期日前の解約申出があって、かつ当社が認めた場合には、この預金の全部について解約する場合に限り、解約することができます。この預金の一部について解約することはできません。

## 第5条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

- 1. この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- 2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序 方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出してください。ただし、 この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当 社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
  - (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
  - (3) 第(1)号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は 遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することがで きるものとします。
- 3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - (1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は当社の定めによるものとします。
  - (2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相 殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。 また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては 当社の定めによるものとします。
- 4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあ



るときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承 諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 第6条(準拠法)

この規定の解釈は日本法によって行われるものとします。この預金の取引は、この規定のほか、外国為替及び外国貿易法ならびに同法にもとづく命令、規則等にしたがいます。

## 第7条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。

## 第8条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。また、当社は、いつでもこの預金の取扱いを廃止することができます。廃止するにあたり相当な期間をもってお客さまに事前に通知したうえは、お客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

以上